

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表区長の項中第23号を削り、第22号を第23号とし、第8号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 審議会、審査会等の委員の委嘱及び解嘱並びに命免に関する事。

別表区民部長の項第5号中「の交付決定」を「に係る交付決定その他の決定」に改める。

別表福祉部長の項第1号中「国民健康保険」の右に「及び介護保険」を加え、同項第2号中「被保険者資格証明書」の右に「並びに介護保険法による被保険者証」を加え、同項第3号及び第5号中「国民健康保険」の右に「及び介護保険」を加え、同項中第6号から第9号までを削り、第10号を第6号とし、第11号から第14号までを4号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(11) 後期高齢者医療保険料及びその延滞金の徴収に関する事。ただし、差押え財産の換価に関するものを除く。

別表副室長及び課長の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) ホームページの作成に関する事。

別表副室長及び課長の項の次に次の1項を加える。

- (1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。
- (2) 補佐職員の出張及び復命に関する事。
- (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。

担当課長	<p>と。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。</p> <p>(6) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。</p> <p>(7) 担当事務に係る証明及び公簿の閲覧に関すること。</p> <p>(8) 担当事務に係る軽易な公告の決定に関すること。</p>
------	---

別表保険年金課長の項第2号中「(保険医療機関又は保険薬局に受領が委任されたものを除く。)」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、国民健康保険団体連合会に対する支払に関するものを除く。

別表保険年金課長の項第3号中「一部負担金」の右に「並びに後期高齢者医療保険料」を加え、同項第5号を次のように改める。

- (5) 後期高齢者医療に係る申請、届出等の処理並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関すること。

別表保険年金課長の項第6号及び第7号を削る。

別表京北出張所長の項第16号中「及び介護保険」を「、介護保険及び後期高齢者医療」に改め、同項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号から第33号までを2号ずつ繰り上げ、同項第34号中「(保険医療機関又は保険薬局に受領が委任されたものを除く。)」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、国民健康保険団体連合会に対する支払に関するものを除く。

別表京北出張所長の項第34号を同項第32号とし、同項第35号中「一部負担金」の右に「並びに後期高齢者医療保険料」を加え、同号を同項第33号とし、同項第36号を同項第34号とし、同号の次に次の1号を加える。

(35) 後期高齢者医療に係る申請，届出等の処理並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関すること。

別表京北出張所長の項第37号から第39号までを削る。

附 則

この訓令は，平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)